デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第８回）

１　日時　令和８年 10 月１日（木）17 時 00 分～19 時 00 分

２　場所　オンライン開催

３　出席者

（１）構成員

曽我部主査、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、清水構成員、中原構成員、鎮目構成員

（２）オブザーバー

法務省、文化庁、最高裁判所

（３）総務省

渋谷大臣官房総括審議官、河野大臣官房審議官、寺岡情報通信政策課長、石谷情報流通振興課長、相川情報流通適正化推進室長、大磯制度企画室長、大内制度企画室課長補佐、白水制度企画室課長補佐

４　議事

（１）検討課題２．発信者情報開示請求への対応の合理化に関する論点について

（２）その他

【曽我部主査】

定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会発信者情報開示ワーキンググループ第８回会合を開催いたします。本日はご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会合につきましては、これまでのヒアリング等における構成員限りの情報を扱う可能性があるため、非公開で開催をいたします。議事に入ります前に、事務局から連絡事項のご説明をいただきます。よろしくお願いします。

【大内補佐】

議事に入る前に事務局から連絡事項を申し上げます。まず先ほど主査からもありましたとおり、本日の会議は非公開としておりますので、その点ご了承ください。なお、後日議事概要を公開する予定です。

次に、Web 会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合につきましては記録のため録画をさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、ご発言時以外は映像をオフにしていただきますようお願いいたします。発言を希望される際には事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て主査から発言者を指名いただく方式で進めたいと思います。チャット欄に記入される際には主査が内容を確認できるよう、全てのパネリスト向けにお送りいただくようお願いいたします。ご発言の際にはマイクと映像をオンにしてご発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や主査にご連絡をいただければ対応させていただきます。

続いて、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料８－１の１点を用意しております。万が一、お手元に届いていない場合がございましたら、事務局までお申し出ください。資料の中で、一部赤字赤枠で構成員限りとしている部分がございます。本日の会合は非公開ですが議事録については公開予定ですので、構成員限りの部分に言及いただいた場合には議事録を修正する可能性がございます。この点ご留意をお願いいたします。

続いて、構成員の出欠についてご連絡をいたします。本日の会合については垣内構成員、鎮目構成員から後ほど参加される旨の連絡をいただいております。事務局からは以上でございます。

【曽我部主査】

ありがとうございます。では議事に入りたいと思います。本日の議事は２点ありまして、一つは検討課題２に関する論点について、もう一つはその他となっております。本日の議事はそれぞれご説明をいただいた後に、質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきます。

では早速、検討課題２に関する論点についての説明について、資料８－１のご説明ということかと思いますけれども、よろしくお願いします。

【大内補佐】

それでは資料８－１に従いましてご説明をさせていただきます。２ページ目に検討課題を載せておりますけれども、この二つ目、「発信者情報開示請求の対応の合理化」に関してご議論をいただきたいと思っております。

３ページ目に検討の論点を載せております。検討の論点三つございますけれども、一番下の発信者に対する意見照会の在り方については、以前の会合においてご議論いただきましたので、上の二つについてご議論いただきたいと思っております。１点目については、契約者情報を有するプロバイダの迅速な特定を図りつつ、主張立証の機会を必要とするプロバイダに対して当該機会を確保する対応の検討が必要ではないか。２点目については、発信者情報開示請求への対応に当たり、プロバイダに生じる負担の分担について検討が必要ではないかとなっております。

続いて、４ページです。①のプロバイダの手続への関与の在り方についてです。

続いて、５ページです。プロバイダの手続への関与の在り方について、指摘されている課題をこちらにまとめております。このワーキングにおいて、北澤構成員から第２回のご説明の中で、以下の課題についてご指摘をいただいております。まず一つとして、提供命令を経た手続において、CP の審理中に AP が先に発信者情報を開示した場合に CP の審理が終了してしまうという課題があるということ。２点目になりますが、提供命令の内容が誤っている場合があるが、即時抗告期間は１週間の不変期間とされており、プロバイダ側で確認への対応を行う時間が限られていること。３点目、CP と AP の審理が併合され、その後開示決定が出た場合に CP のみが異議訴訟を提起しても、AP からは発信者情報が開示されるため、異議訴訟の実益がない。こういったような課題が指摘をされておりまして、関連するご意見として上沼構成員の方からも、手続関与の在り方についても、もう少しコンテンツプロバイダが関与できるような仕組みになると良いのではないかといったコメントもあったところでございました。４点目は、逆に具体的な主張立証が難しいプロバイダにおいても、提供命令に応じた後も、発信者情報開示請求の当事者として引き続き対応を求められるケースがあるとの指摘があるということを記載しております。こちらに関連して、清水構成員から、CP や上位 AP に対する開示命令の申立てが取り下げられた場合、すでに発令された提供命令及びその履行の効果について、法律上、必ずしも明確ではないのではないかといったようなコメントもいただいているところでございます。

続いて、６ページです。発信者情報開示請求へのプロバイダの基本的立場について、第２回会合において北澤構成員からご発表いただいた資料を掲載しております。基本的にはコンテンツプロバイダの方が、権利侵害が明らかであると判断できる場合を除き、侵害情報かどうかについて積極的に争う傾向がある旨をご説明いただいているところです。

続いて、７ページです。今回の論点に関係するところになりますけれども、前回第７回会合において、構成員からいただいた主なご意見を載せております。第７回においては検討課題１の「令和３年改正で創設した裁判手続の実行性確保」について、最下位プロバイ

ダを特定するまでの手続の迅速化等についてご議論をいただいております。まず一つ目として、ご議論いただいた提供命令の実行性確保につきましては、過料等の制裁を設けることによりプロバイダによる履行を確保できるのではないかといったコメントをいただいております。また、プロバイダの性質や多様化を踏まえた検討というところでは、中間プロバイダに対して、開示命令の申立てをしなくても発信者情報開示の裁判手続が一体的に進められるような手当が必要ではないかというコメントがあったほか、発信者情報を保有していない AP を裁判手続に組み込まないような仕組みも必要ではないか。具体的に、裁判外手続を検討する場合には、裁判手続の実行性や司法判断の意義についても考慮する必要があるのではないかというコメントもございました。また、裁判手続が不要な場合ということで、例えば中間 AP を裁判手続に関与させる必要がないのではないか、中間プロバイダについては、一定の義務付けを行うことも考えられるのではないかといったコメントをいただいているところでございます。こういった形で裁判手続の実行性確保、または迅速な最下位プロバイダの特定ということを議論するところにおいて、今回のプロバイダの手続への関与の在り方というところについても合わせてご議論をいただきたいと思っております。

続いて、８ページです。こちらは今回の論点に関係する記載として、非訟事件手続法の第 21 条、利害関係参加についての記載と、逐条解説における内容をここで記載をしております。

続いて、９ページ目です。こちらは提供命令を前提とした開示命令の主文の例ということで、開示命令が出る際のイメージを持っていただくために記載をしております。下には参考条文として情プラ法第 15 条第３項の記載を載せております。第１号のところで、提供命令の本案である発信者情報開示命令事件が終了した時、開示命令の申立てが取り下げられた時においては、提供命令もその効力を失うということが記載をされておりまして、この部分との関係で、既に履行済みの提供命令の効力についてご議論をいただく必要があるのかと思っております。

最後に、10 ページです。こちらでご議論いただきたい事項について３点記載をしております。１点目でございます。発信者情報開示請求の手続の迅速化を図りつつ、希望するプロバイダの主張立証の機会を確保するために、どのような対応が考えられるか。コンテンツプロバイダの場合とアクセスプロバイダの場合とで差異はあるか。また２点目としまして、仮に１においてプロバイダが希望する場合には、最下位 AP に対する発信者情報開示命令の手続に参加することができるとなった場合、提供命令を履行したプロバイダに対する発信者情報開示命令の手続について、常にこれを維持し、当該プロバイダに対応を求める必要はあるか。３点目、発信者情報開示命令の申立てを取り下げた場合に、提供命令は法第 15 条第３項において効力を失うとされているところ、履行済みの提供命令を前提とする下位プロバイダに対する開示命令の効力についてどう考えるか。以上についてご議論をいただきたいと考えております。

【曽我部主査】
どうもありがとうございました。ではこちらについて議論をしたいと思います。このプロバイダの手続への関与の在り方についてご意見いただければと思いますので、ご発言いただける方は冒頭ありましたとおり、全員宛てのチャットにてお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。では北澤構成員お願いします。
【北澤構成員】
ご説明ありがとうございます。先ほど、提供命令の過料の点のご説明をいただいておりますが、以前のワーキングで発言したかもしれないですが、基本的に過料の制裁の要件で、真面目に対応しているけれども時間がかからざるを得ないという事業者が、制裁の対象にならないようにという点は前提にしていただきたいと思っております。
次に、これは事務局への確認なのですが、今回の資料の５ページでCPの手続保障について私が発言させていただいた問題点、具体的には、CPの審理が途中で終了するという問題と、あとはCP・AP一体型の場合にCPの異議制度は機能していないのではないかという問題意識についてご紹介をいただいておりまして、８ページで非訟事件手続法の利害関係参加の条文がご紹介をされていて、その上で10ページの２ポツで「発信者情報開示命令の手続に参加することができることとなった場合」という形で、おそらくCPが利害関係人として参加することをある程度想定したご説明がされているのかという理解なのですが、これはCPとしてAPの審理に利害関係人として参加できるようにして、例えば、CPがAPの手続で必要な主張立証をできるようにしたり、さらにAPの手続の決定に対して不服申立てである異議訴訟もできるということをある程度実現しようとしているものと理解したのですが、このような理解で齟齬がないか事務局の方に教えていただければと思います。
【大内補佐】
事務局の方からご質問についてお答えさせていただきますと、今回の資料につきましては、現行の規定をまずベースにご議論いただく必要があるという観点から、関連する規定として、８ページに利害関係参加に関する規定を記載したところでございます。この規定を踏まえれば、今回ご議論いただきたい事項の一つ目の部分で、希望するプロバイダの主張立証の機会を確保するための手段の一つとして、参考となり得るものと考えております。その上で、実際にどのような方法があり得るのかということはこれに限定されるものではございませんので、事務局においては、例えば主張立証を尽くす方法の具体的な在り方や、あるいはそもそもそういったものを設けるか否かも含めて、そして異議訴訟についても具体的な実現方法やそれを設ける必要があるかも含めて、構成員の皆様からご議論いただければと考えておるところでございます。以上です。
【北澤構成員】
ありがとうございます。よくわかりました。いただいた内容を前提として、仮に利害関係人として参加できるようになった場合の懸念点について３点ほど申し上げさせていただ

いて、あとは他の手段も何か利害関係参加以外にはないかという観点から一点ご指摘をさせていただきたいと思います。

まず内容としては、もし私が申し上げたような理解で対応できるのであれば、５ページに記載した問題はある程度解消できるので、今よりは良い制度なのではないかというのは第一印象として思ったところです。ただ、本来的に考えると、そもそも自分が当事者となっている裁判で審理が途中で終わらないということとか、あとは裁判の結果に不服があれば異議訴訟して争えるというのは、本来開示の非訟手続の当事者に当然に手続保障として保護されるべきはずだと思うのです。利害関係人参加制度が採用されると、CP についてだけ本来これらの手続保障というものはないところからスタートして、参加申立てをした CP だけ保障されるという形になる。つまり、一方当事者である請求者と違って、CP についてのみ本来的な手続保障が乏しいような形になるのではないかというところがちょっと気になったところです。おそらくそれを防ぐためには参加すればいいだろうという話だと思うのですが、例えば１件の申立てで、５件の投稿記事が問題となっているような事案は、それほど珍しくないのですが、その場合、契約者情報を保有する最下位 AP が最大で５社登場してくる可能性があるわけです。この場合、CP が５社の手続に全部参加しないといけないという形になると、CP 自身の１件の裁判とあと５件の参加申立てをして合計６件分の主張反論に対応しなければならなくなってしまう。今だと１件だった裁判が合計６件とかに増えてしまうのです。現時点でも CP の事件件数というのはすごくたくさんあって、これがさらに２倍とかではなくて、数倍に増加する可能性があるということになります。参加申立てを行う事件として手続も増加するので、裁判所の負担も今よりも増えることになるということは想定しておく必要があると思います。P2P 事案の件数が今回非常に多いのであまり目立ってないのですが、人格権侵害の事案の増加も無視できないレベルで増えておりまして、非訟手続についても裁判所の現場の方々の努力でなんとか回っているというのが今の現状なわけです。そもそも非訟制度の創設が、請求者が仮処分と本案で２回裁判をしないといけないということがおかしいだろうという形でできた制度なわけでして、今回今度は CP に２倍なり数倍なりの手続負担を要求することになるということのバランスというか、制度の説明としてどう正当化するのかというところはまず１点目として気になったところです。

２点目として、仮に参加できるという制度ができたとしても、大手 CP でも全件参加する余力はおそらくないと思います。ですので、手続保障の問題の解消としては非常に有益というかあり得る提案だと思うのですが、その制度ができるとおそらく今後 CP としては、AP の手続に参加すべき事件をある程度選別せざるを得ないということになります。言い換えれば、手続保障の問題を断念する事件も選択せざるを得ないということになるわけです。この場合何が起きるかと言うと、参加しない、つまり手続保障をある程度やむを得ないという形で断念した事件の発信者からは、なぜ自分の事件で参加してきちんと反論してくれなかったのかという責任追及なりクレームなりを受けるリスクがあるということに

なります。ですので、CP の参加の有無について、例えば CP に対する免責なり、責任関係に関する整理の検討も合わせて必要になろうかと思います。

３点目として、参加すべき事件かどうかを CP がどう判断するのかという問題です。前々回でも意見照会をしても CP には意見照会結果が返ってこないけれど AP だけに意見照会結果が返ってくることが珍しくないという実情を紹介させていただいているのですが、意見照会結果の内容によっても、参加の要否の判断というのは変わってくるだろうと思います。ただ AP の審理を見ずに参加するかどうかを判断しないといけない、そういう制度にならざるを得ないと思います。理屈としては民事事件記録の閲覧をして判断しろという考え方もあるかもしれないのですが、CP は AP の手続の当事者ではないので利害関係の疎明が必要ですし、現実的に裁判所に行って記録閲覧をしてくださいという形は、おそらく現状の CP の実務のリソースからするとそれも現実的に難しいだろうというところがあるので、参加するかどうかの判断にあたりどのように判断材料が与えられるのかというところも一つ課題としてあると思っております。

最後に他にこういった手段はないかという観点からの指摘なのですが、結局 CP の審理が途中で終わってしまうという問題の解消と、あとは CP の異議訴訟の実益を確保するという観点からすると、例えば CP の審理が終了する前には最下位 AP（契約者情報を持っている AP）の開示を認めないとか、また、CP の審理が終了した後については CP の同意がない限り最下位 AP の開示はできないといった、そういったことが考えられるのではないかと思っております。前者は審理終了前に開示できないとしても、最下位 AP まで特定できた段階では事実上発信者情報というのは保存されている例がほとんどですし、仮にそうでなければ消去禁止命令が出ているので、時間がかかって発信者情報が消えてしまうという問題はないので、その点の問題はクリアできているといえます。後者については、最下位 AP の開示に CP の同意を要求するという仕組みなのですが、例えば同意しない場合は異議訴訟を提起させる仕組み、例えば今の民事保全にあるような権利行使催告に相当するような制度にすれば、CP が不当に同意をせず最下位 AP の開示が実現されないという問題も回避できると思っております。こういった仕組みが難しいのであれば、結局今回のご提案内容を見ると AP の手続に CP を集約させようとしているという形なのですが、基本的に投稿内容について当事者的立場に最も立つのは AP ではなく CP になるはずです。そうなると AP ではなく CP の手続に AP を呼び込むというか集約するようなそういった制度は考えられないのか。AP の中には参加する必要はないという判断をする AP もたくさんいらっしゃるでしょうし、その上で CP に対する開示命令を条件として例えば最下位 AP が保有する情報を開示するというようなそういった建付けもあり得るのではないかというのは今回の資料を見て思ったところです。差し当たり以上です。

【曽我部主査】

大変詳細なご意見、それからご提案ありがとうございます。事務局の方で一定のお答えが可能であればお願いします。

【大内補佐】
北澤構成員、詳細なコメントをいただきましてありがとうございます。今後また構成員の皆様からもコメント等いただければと思っておりますけれども、いくつかいただいた中において、３点目のところで参加すべき事案かどうかをCPがどのように判別するかというところについて、CPに対して提供命令が発令された際には、CPにおいてもどういう事案であるのかということは把握されることになるものと理解しておりまして、ご議論いただいている内容においても、既存の制度を比べてCP、APが判断をする際に必要な情報が何か足りなくなるということは特段起こらないのかなと思っております。その場合に、参加すべき事案かどうかの判断に当たり、何か追加で情報を把握する必要があるのかというところは、引き続き検討していく必要があるかと思いますけれども、北澤構成員からコメント等ございましたらいただければと思っております。また最後のところでございますけれども、APに対する開示命令とCPに対する開示命令というものが性質は基本的には異なるというところにおいて、その関係をどう考えるかというところと深く関係してくるのかなと思っております。発信者本人が利害関係参加の手続を用いて発信者情報開示命令の手続に参加をすることも可能になっているということが過去の会合でもご議論をいただいておりますけれども、そういった状況の変化もある中において、どのような形で、発信者情報開示の手続の迅速化を図りつつ必要な主張立証の機会を確保していくのかというバランスのところは引き続き検討していければと考えております。
【白水補佐】
引き続き事務局から失礼いたします。北澤構成員、ご発言いただきありがとうございました。いただいたご発言に関するご議論の前提として、現状の制度の状況を改めてご整理申し上げます。まず、我が国の発信者情報開示制度は請求権として規定されておりまして、CPに対する請求とAPに対する請求とは、別個の請求権に基づく別個の手続であるというところが前提となっております。そのため、APに対する開示請求については、当該APが手続の当事者となり、要件を充足する場合には当該APにおいて自らが保有する情報の開示を行う義務を負うこととなります。その中で、APも善管注意義務等に基づいて必要な主張立証を行うことが求められており、これを怠り発信者に損害が生じた場合には、発信者に対する損害賠償責任を負い得るという制度の建付けとなっているところでございます。こういった制度構造を前提としまして、ただし、北澤構成員の方から、CPの利益、ひいては発信者の権利利益の保護のためにCPの手続保障をより充実させるべきではないかというご指摘をいただいたところと認識しておりまして、ではこういった構造の中で、CPの手続保障といったものをどの程度図る必要があるのか、どのように図っていくべきかといったところの検討が必要になってくるものと、事務局としては理解しておるところでございます。以上でございます。
【曽我部主査】
北澤構成員、何かございますか。

【北澤構成員】

ありがとうございます。基本的なご趣旨としてはご指摘のとおりかと思います。まずは現行制度をベースとして、当然CPの手続とAPの手続とで訴訟物も違うわけですから、それをベースにできるだけベストな制度設計にするというところは私も全く同じ意見です。その上で最初に３点目のところでご回答いただいたCP側で事案が把握できるのではないかというのはおっしゃるとおりでして、一次的にはCPも当事者として発信者情報開示の相手方になっているので、申立書などから、この事案として利害関係人として参加すべきかどうか一次的な判断をするというところは特に理解に齟齬はないと思っております。私の説明の問題意識としては、例えば仮に手続としてCPの手続とAPの手続は別々に進むという形になった場合で、APの手続だけ意見照会結果が返ってきてある程度有効な反論がされているようなケース、例えば名誉毀損における真実性を裏付けるような反論が意見照会結果として返ってきたようなケースを想定するとします。この場合、CPとしては有力な反論を伴う意見照会結果が返ってきているのであれば参加したいと判断することは当然あり得るわけですが、そもそもAPの手続で意見照会が返ってきたという情報自体を知る機会がないまま参加するかどうかを判断せざるを得ないことになるのではないか。現行法では、CPの手続とAPの手続が事実上一体として進行しているため、APにのみ意見照会結果が返ってきたことをCPが知ることができているのですが、そのような情報を踏まえて参加の要否を判断することができる制度になるのかどうか、事業者としてはAPの手続の進行状況も踏まえて参加の要否を決定したいことになろうかと思いますので、問題意識としては今申し上げたような形になるところです。

あと一点は、秘匿決定で発信者が参加できるというのを制度的にできるというのは私も理解しているのですが、これはひょっとすると清水構成員がご存じかもしれないのですが、ある程度秘匿決定で発信者が参加する事例というのはそれなりに発生しているのでしょうか。私がちょっと気になっているのは、秘匿決定の申立てをしつつその手続に参加した場合に秘匿決定が認められないと無防備に氏名、住所が明らかになった状態で参加するという形になってしまうので、割とリスクがあってなかなか踏み込めなさそうだというところがあるのですが、そのあたり実際にどれだけ制度が利用されているか情報があれば教えていただければと思います。

【曽我部主査】

ご指名ですので清水構成員いかがでしょうか？

【清水構成員】

私自身はやったことはないのですが、周りで何件か行っているという話は聞いたことがあります。ただ多いかと言うとそこまで多いわけではなかろうと思います。決定が出るかどうかという観点で言うと、発信者情報開示請求している以上、発信者が匿名であるということ自体で秘匿決定が出ており、出ないという話は特に聞いたことはないです。以上です。

【曽我部主査】
ありがとうございます。秘匿決定の参加、これは制度を変えるかどうかという話とは別にそれをもっと周知というか前面に押し出すか、そういう整理の問題もあるかと思いますけれども、事務局の方で今の北澤構成員のコメントに何かありましたらお願いしたいと思いますが、いかがですか。
【大内補佐】
ありがとうございます。今いただいたコメントについて特段事務局からコメント等はございません。
【曽我部主査】
ありがとうございます。他の構成員方のご発言がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。これまでに今の論点に関わるご発言をいただいていたような構成員方が北澤構成員以外にもいらっしゃったと思いますけれども、もし追加があればお願いします。では清水構成員お願いします。
【清水構成員】
今の北澤構成員のご指摘のところはなかなか難しい問題だと思いつつ、メインは中間的なプロバイダの扱いをどうするかというところかと認識していまして、ここについては私が以前から発言しているとおり、中間プロバイダはそれほど関与させる必要ないのではないかと思っています。ですので、ここについては手続を考えて非訟手続自体に関わらないような形でうまく整理できないかと思っているところです。
あと提供命令の効果、履行した後の効果というところなのですけれども、法第 15 条ではたしかに対処の効果について明確には書いていません。開示命令が終了した時は提供命令が効力を失うと書いているわけなのですが、あくまで命令の効力がなくなるというだけで、履行された命令とその効果についてまでは効力がなくなるとまで読むのはなかなか難しいのではないかと思いますので、ここはガイドライン等で、履行された場合には、それについて効力は維持されるということが明記されればよいのではないかと思っております。
あとこの件とは全く関係がない話で恐縮なのですが、９ページの開示命令の主文の例というのが記載されております。これも以前何度かご指摘させていただいているのですが、提供命令に基づいて開示を命じられた場合でも開示を実際に応じない事業者がいます。具体的には決定上 IP アドレス、タイムスタンプによって特定したということが分からない限りは、それに基づいて開示をしないという立場をとっています。その結果、異議を出して最高裁まで争うという態度をとっており、これは提供命令という制度自体を形骸化するものですので、これについても何らかの検討が必要ではないかなと考えております。今回の論点とは無関係な話が入ってしまって恐縮ですが、以上です。
【曽我部主査】
こちらも事務局の方から何かありますでしょうか。

【大内補佐】
清水構成員コメントいただきましてありがとうございました。この検討課題２に関するコメント、いずれも重要なものと思っております。また、追加でいただいた点については、第２回会合において清水構成員から言及された部分かと思っておりますが、この点につきましてはせっかくですのでこの会合においても皆様からご意見等ございましたらいただければと考えております。基本的には裁判所から発せられているものになりますので、その提供命令についてはしっかりと対応いただく必要があるものであるというふうに認識をしておるところでございますけれども、もし構成員の皆様からこの点についてもコメント、ご意見ございましたら併せていただけますと幸いでございます。以上でございます。
【曽我部主査】
ありがとうございます。清水構成員いかがですか。
【清水構成員】
私の方から追加では特にはありません。
【曽我部主査】
素人質問で恐縮なのですけど、当該事業者が従わないというのはどういった理由に基づくのかということと、最高裁まで争ったらこれはその事業者の主張は認められないということになるのでしょうか？
【清水構成員】
最高裁で争われた事例があるかどうかまでは把握しておりませんが、そのような態度で臨みますと主張されているということです。
【曽我部主査】
そのような態度、なるほど。
【清水構成員】
そうですね。実際には最高裁まで行っているものもあるかもしれないです。なぜ応じないかという話ですが、IP アドレスとタイムスタンプからしか特定できないので、その特定の経緯というのが決定上明らかになっていないと、どういう経緯で特定できたのかを発信者に対して説明ができない。間違った人が特定された場合に事業者が責任追及を受けるおそれがある結果、開示に応じない。という説明がされております。では、現在、実際上どうやって開示請求しているのかというと、CP に対する開示請求を先行させて、CP から IP アドレスとかタイムスタンプといった情報を得て、その情報を AP に対する開示請求における発信者情報目録に書き入れ、当該事業者に対して開示請求をするという方法をとっています。そうすることによって決定上 IP アドレス等の情報が明らかになるので、それによって開示を受けられるということになります。
【曽我部主査】
なるほど。ではそういう実務上の対策があるということですかね。ありがとうございます。では続きまして上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】
ありがとうございます。極めて雑駁な意見になるのですけれども、色々数が多いということを考えると、できるだけ効率的な制度にすることが望ましいと思っています。その意味で問題の発信者情報開示というのは、P2P 事案は別としまして、実際のインターネット上に投稿されている情報が権利侵害かどうかというのが重要になるので、そこを基本的に判断されるというのが重要だと思います。そういう点から考えると、まず重層化されている場合に下位プロバイダが関与する意味ってもうほぼないのかと思っていまして、それをできるだけ早く裁判手続から離脱するということが簡素化のために望ましく、かつ問題もない、それによる不利益もないのかなというふうに思われるところです。もう一方、コンテンツプロバイダに関しては、コンテンツプロバイダのホスティングするサイト上に投稿されている情報の権利侵害の有無というのは非常に利益を有するものなので、コンテンツプロバイダにはできるだけ関与していただきたいので、北澤構成員のおっしゃるようなご懸念は当然ありますけれども、できるだけ効率的に関与できる仕組みがいるのかと思います。なので、先ほど先生がおっしゃっていた、コンテンツプロバイダが参加する場合にはその判断がされるまでは発信者情報開示がされないというのは、あり得る制度設計かと思います。実際元々保全によって、ログが無くならないようにしておいて、権利侵害の有無は十分に検討しましょうというのが元々の法改正の趣旨でもあったと思うので、その法改正の趣旨が維持できるような形の制度ができるといいかと思いました。私からは以上です。
【曽我部主査】
ありがとうございます。両者別の請求権であるということを踏まえないといけないというところですので、その両者をどう関係づけるかというところもあるのかと思いました。では続いて大谷構成員お願いいたします。
【大谷構成員】
ありがとうございます。おそらくプロバイダによって、この手続の捉え方とか事務の進め方について様々な解釈が成り立っていて、提供命令や開示命令に応じるための前提として要件について、解釈の相違などが生じているというのは、これはぜひ揃えていく必要があるのではないかと思っております。請求者にとっての予測可能性を担保するという意味でも、またプロバイダにとってもどのような場合に対応が必要なのかと、判断の迅速化に資するという意味でも、解釈の分かれ道のところは整えていく必要があるのではないかと思っております。その一環として、この３点目の点ですけれども、履行済みの提供命令の効力をきっちり整理しておく必要があるだろうと思っております。そこが整理されることでこの２点目についても、履行済みであればもうある程度離脱することが可能な状態になると思いますので、まずこの３点目のところの整理ありきなのではないかと思っているところです。そしてこの２点目のところなのですが、参加したいプロバイダがどうやってその判断ができるのかといったことについては北澤構成員からも問題提起があったところで

すけれども、その判断の前提となる情報の共有方法ができるだけ簡素で効率的なパスを考えていく必要があるのかと思っております。意見照会の結果などについてもプロバイダがアクセスし得る状態にするには、しかも複雑な手続を経ずにアクセスできるようにするにはどういう制度を導入すればいいのか、既存の制度では十分ではなさそうですので、新設すべき制度がありましたらここで考えていく必要があるのではないかと思います。その結果として、この１点目にあるコンテンツプロバイダのコンテンツに関する反論、それから意見照会など発信者に対する機会の保障という役割を適切に果たすことを求めていくことが可能になると思いますので、そういった意味でも後ろの方から検討をさせていただいたご意見を雑駁ですがお伝えさせていただいた次第です。以上でございます。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。では再び北澤構成員にお願いしたいと思います。

【北澤構成員】

北澤です。プロバイダの多層化の問題で、清水構成員からもご指摘ありましたけれども、いかに迅速に契約者情報を持っている最下位 AP にたどり着くか、迅速にたどり着く中で、いわゆる中間 AP の方、事業者の方に負担なく手続から外れるための整備をすべきというところは私としても全く同意見です。その上で手続の迅速性の観点でちょっと気になっているのは、裁判手続を外すことで迅速性をより実現するというところなのですが、裁判所を手続から外すと果たして円滑になるのか、また、早くなるのかというところは十分に検討をしておいた方がよいかと思います。

まず１点目として、先ほど清水構成員からご紹介いただいたケースは一部の AP がある程度 CP の持っている情報と照合できないと開示をしないというスタンスをとっていると理解したのですが、CP に対する提供命令が出て、次に上位 AP から下位 AP へ IP アドレス等が提供されるに当たって途中で CP が持っていない発信者情報が追加されるという事例もございます。例えば、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則第２条第６号の利用者識別符号とか第７号の SIM 識別番号とかこういったものが追加されることがありますが、これらを裁判手続なく AP はこういった情報を他の AP に提供する形になるので、通信の秘密の問題をどう整理するのか、法令上通信の秘密の問題がない旨定めたとして、それに従って各社が現場で問題がないと判断できるのかというところはクリアしないといけないのではないかと思います。

もう一点は裁判所を外して手続が早くなるのかという観点で、現状の実務の状況を申し上げると、現在の手続によると請求者側は提供命令を１個ずつやって下位 AP へ繋げていくというようなイメージなのですが、途中の申立てに不備があることも珍しくないです。途中の中間 AP も手続に詳しいとも限らなくて、裁判所の補正の指示とか進行管理でなんとか維持できているという側面がございます。ここからもし裁判所が外れるとなると、例えば仮に請求者側の申立てに不備があった場合、当然中間 AP は請求者の申立てを整える立場ではないわけですから不備のある申立てに対して対応しないということになると思う

のです。そうすると手続が止まってしまう。さらに不備のある申立てに対してAPが不備に気づかないで間違えて開示提供したらどうするのかといった問題もあります。今となってはたくさんの代理人の先生方が開示案件を扱っているのですが、率直に申し上げると全員が開示手続に詳しいわけではないという現状があります。ですので、裁判所を外せばその分手続が早くなるとは限らない。代理人全員が清水構成員のレベルだったら、私も早くなるかもしれないなと思うのですけど、おそらく現状を考えると、例えば進行が止まる案件とか請求者も事業者（途中のAP）も動かない時に止まったままの手続はどうなるのかとかそういった事案が相当数発生するおそれもあるのではないかというところを懸念しておりますので、そういった問題も念頭に置いて検討していただきたいと思います。以上です。

ありがとうございます。大変貴重なご指摘だと思います。確かに裁判所が進行管理の役割を果たしているということは随分あるように思います。その他ご発言いただける方いらっしゃったらぜひお願いしたいと思いますが。では上沼構成員お願いします。

【上沼構成員】

ありがとうございます。下位プロバイダが実際手続きに慣れていないという面があるとは思うのですが、ただ裁判手続だとかなり書式とかフォーマットを整えなくちゃいけない等があるのだろうとは思うのですが、「うちではありません。どこどこです。」ということを言うだけであればそこまで難しいことを言うことはないのではないように思われます。なので、今頃になってすみませんが、何がそんなに問題なのかを伺いたいと思います。実際問題として、「うちではなくてどこどこです。」と言えば、いつまでも裁判の中とか裁判じゃないとしても、色々問い合わせを逃れられるはずではないかと思います。あと以前からちょっと疑問だったですが、最初に言っておいてくれれば最初にそこに行くわけじゃないですか。割当てとしてここはどこどこですというようなことがあればいいと思うのですが、あまりそれが言われていない理由が分からないと、問題点が理解できないと思いましたので、何で止まってしまうのかというのと、何で最初から言っておかないのかなというのを改めて知り知りたいなと思いました。以上です。

【曽我部主査】

これは北澤構成員へのご質問ということでいいですか。

【上沼構成員】

そうですね、多分北澤構成員がその辺お詳しいかなと。

【曽我部主査】

では北澤構成員いかがでしょう。

【北澤構成員】

ありがとうございます。私も非訟手続ができる前の時期、MVNOの問題に初めて接したぐらいの時期に、事実上MVNOの情報を開示してもよいのではというようなことを思ったことがあります。ただ、よく考えてみると、まず通信の秘密の関係で開示できるかという問

題がありますし、例えばCPが持っているIPアドレスとタイムスタンプのみですべての下位プロバイダを特定できるようなシンプルな事案であればともかく、先ほど申し上げたようにポート番号、利用者識別符号とか顧客IDみたいなそういったものが発信者の特定に必要な情報として徐々に追加されていっている中で、清水構成員がご紹介した事案のように、元々のIPアドレスとタイムスタンプとの照合がどこまでできているのかという問題もあったりするので、そこが事業者によっては厳密に判断しているケースもある。現行制度は全部裁判手続で、提供命令で紐付けることができ、事実上の運用としてもTeamsで全当事者が一括で把握できる、もしくはCPに確認のために連絡しようと思えばどのAPの方も連絡できるわけなので、そういった形で裁判所を通して担保されていることに意味があるのだろうと思います。おっしゃるように、いやうちではなく下位APここですよと言えば足りる事例も多分あるのかもしれませんが、それが全件それでいけるかと言うと、通信の秘密の問題など私はちょっとそこまで全件大丈夫ですよとまでは言えない。そういった懸念があるのがまず一点です。

２点目は下位APがいるなら最初に言っておいてくださいというところは、これは基本的にログの保有確認をしないと分かりません。このサービスは毎回この下位APですというわけではなくて結構ログによって当然通信事業者も異なっていて、それが大元の上位APが扱っているケースもあれば、下位APが行っているケースもあったりするので、そこは事前に情報公開するのはおそらく難しいのだろうというのが私の認識です。回答になっているかどうか分からないですが以上です。

【上沼構成員】

ありがとうございます。いろんなパターンがあるのはそうだと思うのですけど、全部のパターンを綺麗に網羅するのは難しいので、簡単なところはまず簡単でやって、難しいのだけ残すとかいろんなパターンができるのかなと。今回の目的は簡単なものはとにかく落としちゃって、難しいものだけ残すという方法もあるかなと思ったので伺ってみました。ありがとうございます。

【曽我部主査】

ありがとうございます。こちら垣内構成員、中原構成員からご発言希望いただきましたので順次お願いしたいと思いますが、時間の関係もありますので、この２人の構成員でひとまずとさせていただきたいと思います。では垣内構成員お願いします。

【垣内構成員】

ありがとうございます。まず、３番目のところについては、取り下げたとしても履行済みの提供命令を前提とする開示命令の効力が当然に失われるとする必要はないのではないかと考えております。これは解釈上そうなのか、何らか明確化できるのであればしてもいいかもしれないと思います。それとあと１点目についてのお話なのですが、今日資料で紹介されているところを拝見いたしまして、２点目にもかかるのかもしれませんが、一つには主張立証を尽くしたいと考えているコンテンツプロバイダ側のニーズにどう対応するの

かという問題があり、他方では手続対応の負担を免れたいというアクセスプロバイダ等のニーズへの対応という問題があるということなのかと理解をいたしました。それで、前者の主張立証を尽くしたいという希望するプロバイダの主張立証の機会の確保というお話なのですが、ここで問題となっているのが他のプロバイダ、アクセスプロバイダが先に発信者情報を開示してしまうであるとか、あるいは開示が命じられた場合に異議訴訟を提起しないであるとか、結果として先に開示してしまうということになるのだと思いますが、こういった問題があるのかと思います。それをどう考えるのかということですけれども、言うまでもないことではあるのですが、根本的にはそれぞれプロバイダが持っている情報を開示するというのは別に裁判手続を経なくても任意で開示することも一応あり得るという前提かと思いますので、それぞれの情報主体がそれぞれ開示する可能性はあり、それに他の主体がどこまで介入できるのかという問題があるのかと思います。そうすると一つの考え方としてはもう介入する余地がないのではないかという考え方もあるのかもしれませんけれど、ただこれは一般論としまして、対象事項については当事者が処分権を持つということであるとして、そう言った処分権を自分では持っていないけれど一定の利害関係がある場合には攻撃防御に関わることができるという制度は、訴訟であれば補助参加、非訟事件手続であれば利害関係参加で許可を得て参加するというような形で認められてきたということがありますので、一定の利害関係があれば、一定の介入はできるというところにはなるのかと思います。ただこれも資料で触れられていたかと思いますけれども、現行法の規定で例えばコンテンツプロバイダが他のプロバイダ、アクセスプロバイダとの関係で裁判の結果による直接の影響を受けるものに該当するかと言うと、コンテンツプロバイダ自身の法的地位に着目する限りはやや難しい面があるということなのだろうと思います。ただプロバイダが発信者に意見照会をすることなどを通じて、発信者の利益を代弁するという側面もあるということを考えますと、そういった発信者の利益の代弁に相対的にはよりインセンティブがあるような主体、それがコンテンツプロバイダだとするとコンテンツプロバイダが、手続上適切に発信者の利益を代弁するということが期待できるということなので、逆に言えば従来は発信者自らが対応するということは非常に困難であるということであったわけで、そうだとすればコンテンツプロバイダにその役割を担わせるということには一定の合理性があり、だとすれば利害関係参加に準じるような形で何らかアクセスプロバイダのためにも主張立証するということはあり得るのかなという感じがいたします。ただ一点、住所氏名等の秘匿の制度が入りましたので、発信者自身が利害関係参加をするということも想定可能にはなったというところは留意をする必要があるのかなというふうに思っております。他方、異議訴訟の提起ということについては広く言えば同じような話という位置付けもできるかと思いますが、そもそも非訟事件手続における利害関係参加人は当然に不服申立てができるわけではありませんし、まして訴訟の提起権限があるということではないと思いますので、ハードルは相対的には高いというところがあるかと思います。また発信者自身が異議を提起することが当然にできるという話でもないということか

と思いますので、発信者の利益を代弁するという観点からどこまで例えばコンテンツプロバイダができるのかというあたりも考えなければいけないのかなと思います。他方、手続負担を免れたいという方のニーズについてですけれど、中間APの場合は取り下げといったこともあり得るとすると、それで手続から離脱するということはあるのかもしれませんし、これは若干思い付き的な話にはなってしまうところですが、例えば下位のAPがCPを自分のために手続遂行する主体として授権するというようなことも理論的には考えられるのかなと。一種の任意的訴訟担当というようなことになるのかと思いますけれど、そういったこともあるいは考えられるかもしれないという気がいたします。非訟事件手続法では選定当事者という規定は入っていないということなのですけれども、だからと言っておよそ任意的訴訟担当があり得ないというような決断がされたということでも必ずしもないように思いますので、そういったこれはアクセスプロバイダ側のイニシアティブでコンテンツプロバイダに委ねるというようなことも可能性としてはあるかもしれないというふうに考えたところです。ちょっとまとまりが十分でなくて恐縮ですけれども、以上になります。ありがとうございました。

【曽我部主査】

ありがとうございます。北澤構成員から今のご発言についてご発言したいということなのですが、ごく簡潔にお願いしてもいいですか？

【北澤構成員】

すみません。お時間いただきまして、ありがとうございます。今の垣内構成員からのご説明は、基本的に各情報主体が持っている情報を開示するのが開示制度であって、他の主体がどれだけ関与できるのか、おそらくCPがAPの手続にどれだけ関与できるのかというそういう文脈として理解しました。ここで開示の場合少し特殊なのはAPが発信者情報を特定して、法律上の「保有」に該当する状態になっているのは、特殊保全処分ある提供命令によりCPの情報がAPに提供されたからこそAPが情報を特定して「保有」できているという状況にあるので、各自が独立にフラットな状態から情報を持っていて、それを開示するかどうかという局面とはちょっと違うのではないかというのが私の理解です。あとはCPが発信者の利益を代弁するという側面もあるのですけれども、CP独自の手続保障、具体的には、自社サービスについての表現の問題に関するものであって、裁判所の判断が類似の他の表現にも影響するわけですので、CPとしても独自の手続保障というか攻撃防御のインセンティブがありますので、その点だけ申し添えさせてください。以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。では中原構成員お願いいたします。

【中原構成員】

今までの話を伺っていても思うのですが、令和３年で実現されたこの裁判手続の全体の構造に関わる問題で、それが現実の状況に即したものになっているのかという問題なのかと思いました。「ご議論いただきたい事項」の３番目に挙げられた問題から言えば、情プ

ラ法の第 15 条第３項第１号に関する逐条解説では、「提供命令は、開示命令の申立てについての決定等がされるまでの暫定的な保全処分である」から、取下げの場合も含め、開示命令事件が終了すれば効力を失うのは当然だと説明されていますけれども、現実には、提供命令を前提に下位のプロバイダに対する開示命令の申立てがされて、そのプロバイダが契約者情報を持っていない場合にはさらに下位へ下位へというような形で進んでいき、もはや最初あるいは途中のプロバイダについて開示命令を得る意義は乏しい、そのために裁判所でも開示命令の申立ての取下げが推奨されるのだと理解しています。法第 15 条第３項第１号の規律は、提供命令が履行されていない段階ではしっくり来るわけですけれども、それが履行されたことを前提に次のステップに進んでいる段階ではむしろおかしい、当該提供命令の効力は取下げによっても失われないと考えなければ不都合であるというのが実情なのだと思います。垣内構成員も言及されていましたが、具体的にどうすべきなのか、法第 15 条第３項第１号の解釈の問題なのか、それとも規定に手を加えるべきなのかは分かりませんけれども、履行済みの提供命令を前提とする下位プロバイダに対する開示命令の効力、より正確には履行済みの提供行為に影響はないということは何らかの形で明確にした方がよいと思いました。

１点目、２点目は、反対に、手続を続けるプロバイダ側の利益に関わるものと思います。スライド６ページに再掲していただいた北澤構成員のご発表資料にあるように、全てのプロバイダというわけではないし、AP よりも CP の方がその傾向が強いようでありますけれども、争いたいプロバイダもいて、その機会をどのような手続によって保障するかという問題であると理解しています。開示命令手続を維持することによってそれを保障するというのは必然ではなくて、むしろ、そうした機会を欲しないプロバイダにとっては無駄でしかないことからすると、スライド８ページで示唆されているような利害関係参加の選択肢を与えればよい、開示命令手続自体は維持する必要はないという考え方も十分成り立つと思います。垣内構成員のご発言にもありましたように、非訟事件手続法第 21 条第１項、第２項規定のものには現状は当たらないわけでありますけれども、しかし、この発信者情報開示の手続の構造上の問題として、北澤構成員からより厳密に考えるべきとのご発言もありましたけれども、プロバイダが発信者の利益を代弁するという仕組みになっているわけですので、この利害関係参加を認めるという考え方を採ることも必要なのかと思います。冒頭の北澤構成員のご発言の中で、他の仕組みも考えられるということがありましたけれど、やはり AP の手続で開示命令が出されてしまうと発信者情報が開示されてしまう、AP には必ずしも訴訟遂行に熱心ではない者もいるということなので、そのことも踏まえた制度設計が必要なのかと思いました。他方、北澤構成員の最初の発言の中であった裁判所の負担も気になるところでありますので、その点もしっかり考慮する必要があるのではないかと思います。

【曽我部主査】

大変詳細かつ包括的なコメントいただきました。ありがとうございます。ということ

で、先ほど申し上げたとおり議題についての質疑は以上とさせていただきますので、他にコメントおありの方は、後ほどメールにてお知らせいただければと思います。

では次ですけれども、後半部分、プロバイダに生じる負担の分担の在り方について、まずこちら事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いします。

【大内補佐】

それでは資料８－１に従いまして、12 ページ以降、プロバイダに生じる負担の分担の在り方についてのご説明をさせていただきます。

12 ページ目の方に情プラ法第５条、現行規定の方を載せております。情プラ法においては現状プロバイダに生じる負担の分担に関する規定はございませんけれども、第５条におきまして、発信者情報の開示請求として情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者がプロバイダに対して発信者情報を開示するということが実体法上の権利として規定をされているところでございます。そのためプロバイダは、当該権利の行使に対して発信者情報開示請求の対応をとるという形になっております。この点につきまして、構成員からの主なご意見ということで下に載せておりますけれども、第４回において今村構成員の方から、プロバイダは事業活動で収益を得ているという責任関係でプロバイダが開示請求に対応するというのが元々の制度設計だったということ、ただ P2P 事案で想定を超えるコストが生じており、費用負担の案分について検討を深める必要があるということでコメントをいただいております。また中原構成員からも不法行為が成立しない場合、または成立するか否かが分からない段階で誰が当面負担するのかという点でプロバイダが負担を分担する、負担するという考え方もあるという点、また件数が膨大になった時にはもはやその負担というのが過大であると評価されることはないのかということについても検証していく必要があるということでコメントをいただいております。

この発信者情報開示請求件数の増加につきましては 13 ページ目にまとめております。件数の増加としては年間の非訟手続の申立件数が令和５年の 3,959 件に比べまして令和７年１万 72 件と約 2.5 倍に増加をしているということでございます。また一件当たりのログ数というところについても、第３回においてアクセスプロバイダからヒアリングを行っておりまして、一件当たりのログ数は人格権侵害事案の場合は数件であるのに対して、ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害事案の多くにおいては数百件になっているということでご説明があったところでございました。

続いて、14 ページです。件数の増加によるプロバイダの負担ということで、アクセスプロバイダからは主に人件費、書面郵送費、システム構築費等のコストが増加しているとの指摘がございました。これらの負担の増加によって発信者情報開示制度の円滑な運用に支障が生じるおそれというものが指摘をされておりまして、関連する発言を下の議事概要で記載をしております。またこのワーキンググループではございませんけれども、文化庁で開催されている有識者会議において、日本レコード協会から音楽関係の著作権侵害事案において、発信者情報開示までに時間を要する事案が増加しているということも紹介をされ

ておりまして、発信者情報開示制度への迅速な対応への影響というものも指摘をされております。

続いて、15 ページです。構成員等からの主なご意見ということでこちらにまとめて記載をしております。第４回会合における主なご意見としては、先ほどの今村構成員、中原構成員からのコメントに加えまして、大谷構成員から費用負担の検討に当たっては CP と AP の役割、位置付けの違いを踏まえ、真に負担すべきものは誰かという観点から深掘りが必要ではないかというコメントもあったところでございます。

続いて、16 ページです。以上を踏まえまして、ご議論いただきたい事項をまとめております。１つ目として発信者情報開示請求への対応にかかる費用はプロバイダが負担すべきものとされてきたところ、請求件数の増加の状況を踏まえ請求者に対し負担の分担を求めることが許容される場合はあるか、あるとすればどのような場合かという記載をしております。２点目として誹謗中傷等の被侵害者の発信者情報開示請求権の行使に支障が出ないよう生じる負担の分担の在り方についてどのような考慮が必要かとしております。以上ご議論をいただければと考えております。以上でございます。

【曽我部主査】

どうもありがとうございました。では 30 分ぐらいになりますが、議論の時間とさせていただきたいと思いますので、先ほどと同様にご説明いただける方はチャットにてお知らせいただければと思います。このテーマにつきましては既に他のテーマも含めて手数料徴収をすべきだという、認めるべきだという声もあるというところですけれども。では北澤構成員お願いします。

【北澤構成員】

北澤です。大まかに３点ほどご意見申し上げます。まず１点目として前提なのですが、基本的に開示に関する費用というのは事業者の事業に伴う費用なわけで、基本的に事業者が負担すべきというところは原則であるということに変わりはないと思います。ただ、今回問題となっているのは、本来事業者が負担すべき程度をもう超えているのではないかという問題意識です。具体的には私が発表した回でもお伝えしましたけれど、P2P 事案が急増しかつ年々増加傾向にある。これは私が発表した回の後に把握した情報なのですが、最近だと一件の申立て当たりのログが 6,000 件というそういう事案も発生してきました。他にも数千件とかいう事案が散見されるようになってきまして、私の手持ちの P2P 事案のログ数が平均 200 件とご紹介したのですが、実態と比べるとそれはかなり生優しい情報だったということになります。今の発信者情報開示制度というのはいかに簡単迅速に開示請求できるかという点に力点が置かれていて、アクセルを強調するだけでブレーキに相当する制度というのはないという状況になっています。今も事業者だけでなく裁判所もリソースとしてはかなりギリギリの状態なのですが、このまま増加し続けると円滑な制度全体の運用に影響を及ぼすおそれがあり、また、こういった負担が日に日に増加している状況にあるので、何らかの手当てが必要だというのがまず総論的なところとして１点目です。

２点目としては手数料なのですが、検討の前提とした方がいいかなと思うのは手数料の対価をどうすべきなのかというところだと思います。各事業者ヒアリングでは各社のご担当者の方から弁護士費用を対価に含めたいというご要望があって、そのご要望は私も事業者側の代理人なのですごくよく分かるところです。ただ、原則的に考えると弁護士費用を本来他人に請求できるケースというのは限られている、具体的に申し上げますと不法行為の被害者が、加害者に対して一定の割合で損害として請求できるというのが今の原則的な考え方だと思います。一方で、開示の場面ですと、開示請求者とプロバイダというのは加害者と被害者の立場に立つわけではないので、手数料の対価に弁護士費用を含めるということは理論的にというか原則的にかなりハードルが高いことだろうと思っています。仮にプロバイダが開示請求者に弁護士費用の一部を請求できるとなると、おそらく問題は不法行為法全般に影響するでしょうし、本ワーキングの守備範囲の範疇なのかという問題もあるので、手数料制度を検討するに当たっては対価としてログの保有確認とか、あとは発信者情報開示の対応にかかる費用に関する対価を一部請求者側に負担してもらうべきではないかというそういう観点で検討すべきだと思います。その上で現状の大量の開示請求で今事業者側に負担が生じており、これをある程度請求者側にも適正な範囲で分担・負担していただくということで、これによって制度全体の、人格権侵害事案も含めて、円滑な運用を実現するということが必要だと思います。これが２点目です。

３点目としては細かい話になるのですが、手数料を設ける時にどう計算するのか検討するに当たり、選脱されないようにするというところはよく注意していただいた方がいいかと思います。例えば一件の申立て当たりログ何件以上の場合に手数料を請求できるみたいな制度にすると、当然今まで一件の申立て当たり 100 件だったのがそれを分散して申立てするだけなので、裁判の件数は今以上に急増するだけという形になるわけです。あとは、例えば少額訴訟のように年間で事業者単位、請求者単位で件数をカウントするという制度もあり得るかもしれないのですが、こと P2P 事案に関しては財産権である著作権が問題となりますから、資産管理会社とかを作って著作権譲渡して主体を分散させて制度を潜脱するというのが簡単に考えられるようなところがあるので、制度を作ったけれど実態が変わらない、もしくは裁判がより増えて悪化してしまうというようなことがないようにというところを一番懸念しておりまして、そういった点を注意してご検討いただければと思います。以上です。

【曽我部主査】

ありがとうございます。その他のご発言はいかがでしょうか。今ご意見いただいたところはまさにごもっともかと思いますけれども。では垣内構成員お願いいたします。

【垣内構成員】

垣内です。ありがとうございます。北澤構成員からお話ありましたけれども、一概に費用分担と言っても何の費用なのかというところはかなり重要なのではないかと考えておりまして、北澤構成員が言われた点のうち、弁護士費用については難しいのではないかとい

うところは私も全く同感です。弁護士費用は、結局、発信者側からの責任追及を避けるとか、そういった自分の身を守るという観点で基本的には支出されるというもので、これは請求者に負担させるという理由はなかなか見出しにくいのだろうと思います。弁護士費用について敗訴者負担ということが議論されることがあっても勝訴者負担ということはまあないわけですので、なかなかこれはハードルが高いのかと。逆に考えられるとすれば、まさに発信者情報を開示するということがそれなしにはできないようなそういう事務処理の本質的な部分というか、必然的に伴うような部分のコストについて、一定の部分を負担させるということについて検討に値するということかというふうに考えております。それでもいろいろ難しいところはあるのかなと思いますけれども以上です。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。では続きまして今村構成員お願いいたします。

【今村構成員】

ありがとうございます。今村でございます。この論点に関してはこれまでの議論でも出てきていたかと思いますし、北澤構成員がご議論いただいたとおりかなと私も思っているのですが、基本的にはやはり事業者側、プロバイダ側が負担するという原則論はあるのかなと。他方で、やはり先ほどの P2P での大量請求というところがもう割と異常値を叩き出しているので、それに対する対応をどのように検討するのかという状況にあるのかと思っております。私も何かいろいろお話をお伺いしていると、やはり一件当たりの請求に対するログの件数が、先ほどの北澤構成員のご紹介でもありましたとおり何千件と、ちょっと何かそれって本当に必要な件数なのかなというのが疑わしいレベルでの請求が起こっているというところも耳にするところなので、そこの部分に関しては費用負担としてどうするのか以外に、やはり技術的にまず請求側で減らす努力ってもう少しできないのかというところの別の観点からのアプローチもあるような気はしており、そういった部分でのアプローチの仕方みたいなのも別方向としてはあるのかという気がしました。以上でございます。

【曽我部主査】

ありがとうございます。今のご発言というのは、何百件、何千件と請求してくるけれども請求者側で精査すればもうちょっと減らせるのではないかというそういうご趣旨ですか。

【今村構成員】

その趣旨でございます。

【曽我部主査】

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。先ほど北澤構成員のご発言にもありましたけれども、やはり仮に手数料負担を求めるという時に潜脱されないような仕組み、やり方が必要なんじゃないかというご指摘もあったのですが、そういった点も含めてご発言いただけることがあればお願いしたいと思います。上沼構成員お願いします。

【上沼構成員】
ありがとうございます。そもそもプロバイダが負担すべきものとされてきたという点について、これ今まで匿名表現を守るための対価として、ユーザーが利用料として負担してきたと私は理解していました。ISP なり何なりに加入しているユーザーが負担しているものだと思っていたわけです。ただ、それが、ユーザーとして負担すべきと思う範囲をもう超えてきているという状況であるので、そういう意味でも負担の限度を超えているという部分があるというのは、前から申し上げているところです。ただその時にどこまでを負担とするかという点に関しては、垣内構成員もおっしゃっていたみたいに私も弁護士費用はいらないのかと思っていました。というのは、この前のヒアリングでも、任意請求に応じることで弁護士費用が回避、負担が回避できるのではないかという視点で聞いてみたのですが、責任追及のリスクを避けるために裁判所の判断を求めるということでした。だとすると、それは事業者自身の利益なので、ご自分で負担するしかないのではないかと思うわけです。ただ、それを超えているものについては負担が必要という点がありまして、例えば、著作権に関して言うと 6,000 件とかいうレベルになると、それに対応するための技術的な話もそうですが、それ以前に著作権侵害を防ぐための努力というのをどのくらいしているのかという話も、本当はどこかでしてもいいのではないかとちょっと思っています。というのは、損害を防ぐための努力を自らしないで、放置されている状態でどんどん請求を増やしていくという、しかも変な言い方ですけれど和解でどれくらいか分かりませんが、損害賠償で必ずお金が取れるという話だと別に放置していても全くマイナスがないということになりかねない状態だと思うんですよね。そういう努力ということは何か考えていく必要があるのかなと思います。過去に P2P で検知ツールが問題になったような件、JASRAC、バイネームで言っちゃいますけれど、の場合はツールをどのように使っていたかと言うと、警告のために使っていて、直ちに損害賠償のために使っていたわけではなかったりするわけです。そうやって損害が起こらないために努力をしている著作権者がいる一方で、何かそのまま放置していて 6,000 件だ何だという国民全体のリソースを使うというのは、ちょっとおかしいかと思うので、その部分にコメントしてみました。
【曽我部主査】
ありがとうございます。ただ、権利者としては勝手に海賊版を P2P で流通させられてしまっていて、それに対して損害賠償請求をするというのはそれ自体として責められない感じもします。もちろん警告から始まるというのも良心的かもしれませんが、その辺をどこまで求めるのかというところは難しい部分もあるような気もします。その他いかがでしょうか。特に具体的な手数料設計ですとかというあたりも含めてお願いできればと思うのですけれども。中原構成員お願いします。
【中原構成員】
手数料の問題はすごく悩ましく、迷うところが多いのですが、何に迷っているかと言うと、なんで手数料を取れるのかなという根拠であります。一応意見を申し上げますと、発

信者情報開示に要する費用は、発信者の不法行為が成立する場合は発信者が負担すべきであるけれども、不法行為が成立しない場合は誰が負担するか、あるいは不法行為の成否が分からない段階で誰が当面負担するかが問題であって、第一次的には、やはり通信役務の提供主体であるプロバイダが、事業上のリスクとして負担すべきなのだと思います。ただ、P2P 事案で問題になっているのは、件数が膨大になることによって、もはや事業上のリスクとして想定されていたものを超える負担が生じているという状況であり、そこでは、個々の電気通信役務提供事業の枠を超えた、発信者情報開示請求制度自体を維持するための費用ないし負担が問題となっている、したがって、制度利用者たる被害者にも一定の負担を求めることが許されるという理屈も、あり得なくはないと思います。制度利用の対価というよりは、制度の運用に負荷をかけることについての費用負担というイメージです。

ただ、そう考えるにしても、今述べた事業上のリスクと発信者情報開示請求制度の維持のコストという二つは、あくまで前者が先に来るということは注意する必要があると思います。その観点から、1 つには、被害者が手数料を負担するというのはあくまで例外的な状況であるから、これまで何度も指摘されてきたように、負担すべき請求者とそうでない請求者と分ける、P2P 事案と誹謗中傷等を含むそれ以外の事案とを分ける必要があり、制度に負荷をかけている請求者を選別する基準が重要になってくるものと思います。事案内容で分けるのは難しいでしょうし、ルールとしての一般性も欠く一方、請求件数という量的な基準で分けるのは確かに一案であり、制度に対する負荷という観点にも沿うものと思います。

もう１つは、そのように被害者が制度に負荷をかけているとしても、開示に要する費用全体を被害者が当面であれ負担するのはおかしくて、あくまでプロバイダが負うべき事業上のリスクとの競合である、両者で分担するという仕組みにする必要があるだろうと思います。したがって、具体的な費目等の話もありましたけれど、実費全体ということにはなり得ないし、請求者が負担すべき額を合理的な額にとどめるような規律付けが必要であると思います。また、現にそういう事態が生じているようですけれども、プロバイダによって手数料がまちまちであるというような状況は好ましくないように思います。

【曽我部主査】

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。まだ若干時間がございますけれども。では北澤構成員お願いいたします。

【北澤構成員】

ありがとうございます。先ほど時間の関係で発言控えたのですが、少し細かいところで制度設計の関係で気になるところをいくつか申し上げたいと思います。手数料の考え方として、原則的な考え方からすれば費用全額を転嫁するというのは難しくて、転嫁するのであればそのうちの一部合理的な範囲内で行うべきというところは先ほど中原構成員からご指摘いただいたとおりだと思います。また、基本的に金額を請求する根拠をどうするのか

というところは私もなかなか難しいと思っていて、現状でもおそらく私法上の合意をすれば手数料を請求することができる余地がある。実際に金額はともかくとしてそのような対応をしているプロバイダが存在するというところではあるのですが、こと P2P 事案に関して言うと私法上の合意をすれば手数料請求できますよという制度設計にしたとしても、開示請求者側からすると合意をする理由が何もないわけですので、何も解決にはならない。少なくとも何らかの形で法律上請求できることを定めることが前提として必要なのではないかと思います。

あとは金額をどうするのかという問題です。これも非常に難しくて、中原構成員から事業者ごとにまちまちだと好ましくないのではないかというご指摘をいただいておりまして、それもおっしゃるとおりですし、そもそも事業者側としてもいくらにすればいいのかという問題は非常に難しい問題です。仮に金額を決めたとしても裁判になってこの金額は無効だみたいな形で争われる余地が残ると、手続として争点が 1 個増えるだけになってしまうので、そこは以前私がこのワーキングで触れたかもしれないのですが、何らかの形で行政庁のコントロールをしていただく必要があるのではないか。例えば、届出制度プラス変更命令が可能な仕組みとか、認可制度とか、そういった形で、もちろんそれで争われるリスクが 0 になるわけではないのですが、ある程度効力面で安定した金額設定ができるような形にしていただく必要があると思います。

あとは手数料請求の行使要件についても、例えば、開示と引き換えに手数料を払えという形になると、基本的に P2P 事案で事業者側の負担の大きな要因としてログの保有確認があるのですが、ログを保有確認して結果として持っていないというパターンもあり、その件数もかなり多かったりします。ですので、そういったものも含めて一件当たりいくらという形で手数料を請求できる形にしようとすると、開示と引き換えに払うという仕組みはなかなか難しいのではと思っていまして、そこは個人情報の保護に関する法律第 38 条にあるような開示請求に対応することに対する費用として手数料を払ってもらうという仕組みを考えてもよいと思います。

最後に手数料の回収をどうするのかというところもぜひ検討していただきたいと思っておりまして、P2P の事案の請求者は法人に限られず、個人が請求者の事案も結構あったりします。手数料制度ができ請求できるようになったが債権回収訴訟とかを別途やる必要があって、なかなか回収できませんみたいな形になると、今の事態が何も解決しないという問題があるので、手数料をどう回収するかという観点も検討していただきたいと思っております。私としては例えば一例として、現行の発信者情報開示の請求原因に対する抗弁として、手数料について開示請求者から支払われていないという事実を設定することによって、開示の申立てをするに当たっては事前に手数料を払ってもらうということを申立ての理由、請求原因のところで先立って主張立証していただくという形にすると、別途債権回収訴訟が発生しないので請求者側にとってもプロバイダ側にとっても簡易に実現できるのかなと思いますので、一案ですけれどもそういったものも含めてご検討いただければと思

っております。以上です。
【曽我部主査】
詳細なご提案ありがとうございます。では続きまして大谷構成員お願いいたします。
【大谷構成員】
ありがとうございます。非常に難しい問題で、私としてもこの大量のログの情報の請求に限定してそれを適用させるにはどうしたらいいかということに頭をひねっている次第ですけれども、様々なご提案をいただいて他にも多くの課題があるということを認識いたしました。併せてこの機会に確認しておきたいのですが、どのような場合に一体いくらが請求されるのかといったことについて、プロバイダに一定の公表義務を課すとか、これは個人情報の保護に関する法律に類似した制度の建付けということになると思いますけれども、そしてその費用の請求の仕方について請求する費用の性質といったものについて具体的に明らかにしていくことも必要ではないかと思っております。そして本来であれば負担すべき人が誰なのかということも考えざるを得ません。確かにプロバイダが負担するのは大前提だということはあると思いますけれども、どうもP2PのBitTorrentなど著作権侵害を誘発するような場を作り出したところにも一定の責任があり、社会全体として見ればそういったところにも一定のコスト負担を求めていくような仕組みが考えられないかなということを常々考えています。現在攻撃防御のそれぞれの当事者とは別で、今回の制度の見直しの中に射程に入ってこないわけですけれども、いかにして不正なダウンロードにつながるP2Pの利用によって利益を受けている者に負担を求められないかということについても何らかの手当てを合わせて考えていく必要があると痛感しております。私からは以上でございます。
【曽我部主査】
ありがとうございます。その他いかがでしょうか。特に無ければ時間の関係もありますので、この議論はこの辺までとさせていただきたく思います。後ほどご発言いただけるようであればまたメールでコメントいただければと思います。
では次にまいります。議事の２のその他というところですけれども、こちらについて最高裁判所の方から発信者情報開示命令手続の全面デジタル化についてご発言希望があると伺っておりますので、ご説明をいただきたいと思います。ではよろしくお願いいたします。
【最高裁判所事務局（林課長）】
恐れ入ります。それでは発信者情報開示命令のデジタル化の関係で情報提供を申し上げたいと思います。本部会においては発信者情報開示命令の裁判手続に関する見直しのご議論をいただいているところですけれども、こちらに関連する部分があると思っておりますので情報提供申し上げます。この発信者情報開示命令手続ですが、令和10年の６月までに全面デジタル化することを予定しております。現在は発信者情報開示命令の申立てから決定までの手続が全て紙の記録により行われておりますが、全面デジタル化した後は裁判

所のシステムを利用した申立てができるようになりまして、紙の記録が電子の記録に変わるほか、これまで郵便で行っていた送達手続について、当事者が裁判所のシステムを利用した送達、これをシステム送達と申し上げますが、このシステム送達を受ける旨の届出をしていると、このシステム送達を行うことができるようになります。民事訴訟と同様の流れを前提としますと、送達によらない書面の送付、こちらに関してもシステムを通じて行われることになると考えられます。発信者情報開示命令手続は申立人側、相手方側のいずれにも代理人がつくことが多いと思われますが、法律上代理人にはこのシステムの利用が義務付けられるため、代理人がついた後の手続は申立てであるとか書面の提出、それから書面の受取りが基本的にはシステム上で完結することが見込まれます。しかしながら、一般的に想定される手続の流れでは、相手方に申立書のデータを送付する段階、申立てがあって、まず相手方にこのデータを送るという段階では、まだ相手方の方では申立ての存在自体を関知していない、認識していないということになりますので、代理人を選任すること、その事件について代理人を選任することができないことはもちろん、このシステムを通じて申請書を送ってくださいという届出をするということもできないという状態にあります。そうしますと、相手方へのこの申立書の送付については原則としてこの電子記録から出力した申立書の写し、紙を裁判所が郵送の方法で相手方に送付するという流れになることになります。もっとも、この相手方である事業者が事前に全件についてシステムによる送達、送付を受ける旨を届け出ると、包括的に届け出るという運用も可能でございまして、この事前包括届出と称するこの届出がされている場合には、相手方の事業者は郵送の方法によらずに申立書の送付、これを郵送でということを経ずに、システム上で申立書のデータの送付を受けることができるようになりまして、紙での送付に要する期間を削減することができるというふうに考えられます。それから申立書のデータの送付を受けるということができると、この申立てに対する対応をご準備いただくに当たって、直ちにこの申立書のデータに記載されているデータそのものを活用していくということもできるようになると思われます。この事前包括届出というシステム送達を包括的に受けますというこちらの届出に関しては、そのシステムによる送達であるとか送付が行われましたという通知が代表者の指定する電子メールアドレスに届くことになりますので、例えば通知を受けた後の内部での事務フローの構築が必要となるなど、事業者側において検討いただく事項があるものと考えられますけれど、一般論として申立書を速やかにシステムで送達、送付することは迅速な審理の実現に資するものであり、有益な方策であるとも考えることができるものです。この場で情報提供をさせていただきました。

それから、前半部分でのご議論に関し一点だけ申し上げます。CP の手続保障としての利害関係参加の仕組みについてご議論がございましたけれども、その中でご指摘がありましたように、どのような利益を捉えるのかという観点もありますほか、手続の迅速性に大きな影響も生じるというところもございます。立法事実であるとか被害者の救済の観点というところも含めた検討が必要かと感じた次第でございます。最高裁からは以上です。あり

がとうございました。
【曽我部主査】
どうもありがとうございました。ではただいまのご説明、それから最後のコメントについてですね、構成員の方々からご質問なりご意見なりがありましたら、ちょっと時間はあまりない、５分くらいということなのですが、短時間ではありますけれども、もしご質問ご意見あるようでしたらお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、この件は以上としまして、最後に全体を通じて構成員の皆様から何かございましたら、今の最高裁のご説明との関連も含め、あるいはそれに限らず全体通じて何かあれば最後にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。では最後事務局から連絡事項お願いいたします。
【大内補佐】
次回会合につきましては追ってご連絡をさせていただきます。また曽我部主査からご案内がありましたが、メール等によってご意見、事務局の方で受け付けたいと思いますので、そちらの受付についても別途ご連絡をさせていただきます。以上でございます。
【曽我部主査】
ありがとうございます。では以上を持ちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の発信者情報開示ワーキングの第８回会合を閉会いたします。今回も活発なご議論いただきまして誠にありがとうございます。ありがとうございました。

【以上】